

3. 緊急対応を検討すべき状況と対応方法

(1) まず緊急の対応が必要かどうか確認しよう

家族と最初の相談・面接を行う際、表3「緊急対応が必要な状況の例」(p. 20)を参考に、相談に至った家族と本人の置かれている状況が「緊急の対応が必要な状態」ではないか確認してみましょう。ここでいう「緊急の対応が必要な状態」とは以下の状況を指します。これらの判断に迷う場合は職場の上司や同僚に相談してみましょう。

- ① 薬物を使用している本人の身体状況の衰弱などが深刻である場合
- ② 薬物を使用している本人が幻覚妄想状態や極度のうつ状態などに陥っており、自傷他害のリスクが高いと判断できそうなとき
- ③ 相談者である家族が薬物を使用している本人から深刻な暴力を受けており、早急に避難が必要と判断できそうなとき
- ④ 相談者である家族自身が非常に疲弊し、その結果非常に重いうつ状態や希死念慮などに陥っている状況にあるとき
- ⑤ 相談者である家族が極度な経済的困窮状態にあると考えられるとき

(2) 「緊急の対応が必要な状態」があれば、急いで緊急対応をしよう

緊急の対応方法について迷いがあれば、ここでも職場の上司や同僚への相談をし、必要な場合は関係機関にも相談して対応を進めていきましょう。

(3) 「緊急の対応が必要な状態」がない、または改善されたら、「今日の相談シート」(p. 23)を活用し面接相談を継続しよう

インタビュー面接や継続的に相談を行っていく中で得られた情報を「インタビュー・アセスメントシート」(p. 18)を活用して整理しながら収集し、援助の方向性の検討に役立てましょう。その際には、一度の面接ですべてを聞き取ろうとするなど、情報収集をすることが目的にならないように注意することが大切です。情報は相談を進める中で少しずつ集めていきましょう。

図3 緊急対応の判断と対応のながれ

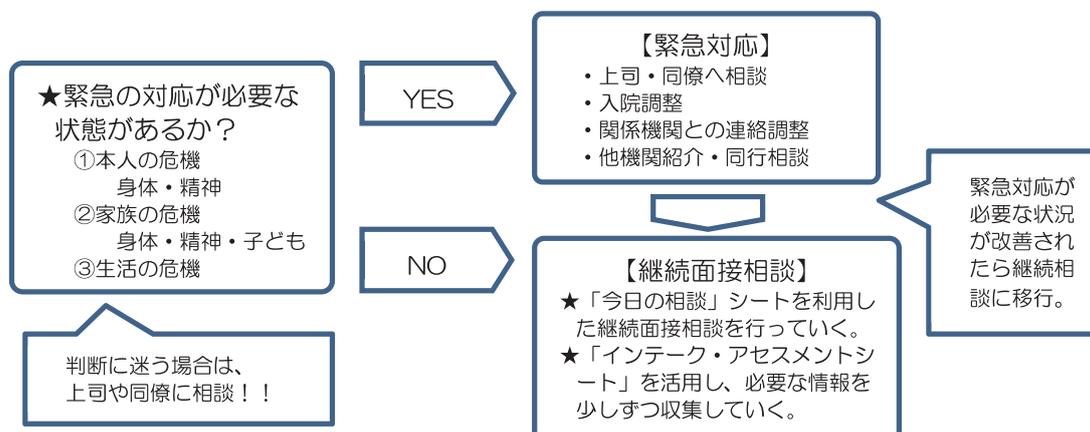


表3 緊急対応が必要な状況の例

	事 例	内 容	⇒	対 応
① 本人の危機	本人が衰弱死しそう	本人が何日も部屋から出てこず、ベッドに横たわったまま食事も水分も摂っている様子がない。声をかけても返事がなく意識がもうろうとしている。	⇒	何らかの身体合併症が深刻な状態を引き起こしている可能性を考え、緊急訪問での本人の身体状況の確認や救急搬送などを視野に対応を検討する。
	本人の妄想から他害に発展	本人が「組織から狙われている。お前らも組織の手先だ。やられる前にやってやる！」などと訴え、家族に対して刃物を持ち出して危害を加えようとする。	⇒	幻覚や妄想といった病的体験に基づいた精神病状態を呈している可能性があり、そのうえで家族に対して他害行為に及ぶ可能性がある。家族の安全を確保するとともに、医療保護入院や措置入院の可能性を視野に入れる。
	自殺してしまうかも	本人が「自分なんかいなくなった方がいい」「死んだ方がまし」などと頻回に訴え、インターネットで死ぬ場所や手段を検索し、ロープを用意するなど、自殺するための準備を具体的に進めている。	⇒	具体的に自殺の手段を検討しており、本人に極度のうつ状態や強い自殺企図があることが考えられ、自殺のリスクが高いと判断できる可能性が高い。自殺のリスクを回避するために、医療保護入院を視野に精神科医療機関と連絡調整を行う。
② 家族の危機	暴力がひどい	本人から妻への暴力が毎日行われ、妻に対する行動の監視や制限もしている状態。妻には全身に痣があり、本人の目を盗んでようやく相談に来た状態。	⇒	本人からの暴力が家族の身体と精神に深刻な影響を及ぼしている状態と判断できる。警察や女性相談機関、福祉事務所などと連携し、家族の避難先の確保を検討する。
	家族はもう限界	家族自身が「(本人を) 立ち直らせるためにいろいろやってきたがもう限界。私が死にたい」などと訴え、顔色もさえず身だしなみも整えることができない。家族自身が食事も摂れておらず、家事もできていない状態が続いている。	⇒	家族自身が疲弊し極度のうつ状態に陥っており、正常な判断もできない状態になっている可能性がある。家族自身の休息や精神科治療を視野に対応を検討する。
	子どもは安全?	本人が子育て中。子どもをかわいがってはいるが、薬物をやめさせたい家族との言い争いが絶えない。	⇒	暴力や育児放棄がなくても、薬物使用をめぐる大人の会話を聞くことや、使用中の姿を見ることは、子どもの身体と精神に深刻な影響を及ぼしている。子ども家庭支援センター、児童相談所などと連携し、子どもの心身の安全を守る対応を検討する。
③ 生活の危機	もう食べ物もない!	本人が仕事を辞めてしまい収入が途絶えている上に、本人が作った借金の返済もある状態で、家庭には現金が数百円しか残っていない。妻と小学生の子どもたちは今日食べるものがなく困っている状態。	⇒	家庭全体が極度の経済的困難に直面しており、放置すれば生命的な危機状態になりえる状態。福祉事務所と連携して相談を進めていく。